



障がいへの 理解を深める

～身体障がい者編～



ひだまり合併号



| | |
|----------------------|-----------|
| 1 特集 | …… P 2～22 |
| ① 障がいへの理解を深める | … P 2～5 |
| ② 聴覚障がいを理解しよう | … P 6～9 |
| ③ 視覚障がいを理解しよう | … P 10～13 |
| ④ 身体障がいを理解しよう | … P 14～16 |
| ⑤ 関係者に聴く！障がい者どう向き合うか | … P 17～19 |
| ⑥ 障がい福祉分野 整理帳 | … P 21・22 |

| | |
|-------------------|-----------|
| 2 千葉県共同募金会からのお知らせ | … P 23 |
| 3 平成 28 年度事業計画・予算 | … P 24～27 |
| 編集後記ほか | … P 28 |

その他 | 障がい者関連マークを確認しよう
… P 8・12・15・19・20

障がいへの 理解を深める

本号では、「障がいへの理解を深める～身体障がい者編～」を特集テーマとし、障がいの特性や障がい者への配慮すべき点などをご紹介します。

今後、地域の障がい者と、どのように関わりをもっていけばよいのか、その接点を見つけるためにも、まず理解を深めることから始めましょう。

本誌の | 「民生委員・児童委員、主任児童委員」を「民生委員」、「社会福祉協議会」を「社協」、「全国民生委員児童委員連合会」を「全統一表記 | 民児連」、「障害」を「障がい」（制度上及び固有名詞を除く）と表記。

皆さんは、地域の障がい者と、日頃からどのような関わりを持っていますか？

当会が、平成23年度に実施した県内実態調査によると、多くの民生委員が地域の障がい者との関わり方に戸惑いを持ち、どう接点を持てばよいのか、課題に挙げる意見が多くみられました。

実際、平成26年度の千葉県の福祉行政報告例（中核市含む。千葉市除く）を見てみると、約16万件に及ぶ「相談・支援件数（分野）」のうち、民生委員が障がい者に関わった件数はわずか8千件（5%）に留まっています。

なぜ、地域住民として、また民生委員として交流が深まらないのか。本号の特集に際して、障がい当事者団体へ取材を行ったところ、異口同音に「障がいへの理解をより深めてほしい」という意見を聴くことができました。

いろいろと接点を持つとすると前に、まず皆さんの地域にお住まいの障がい者の特性や、障がい者が日常生活で困難に感じていることを、少しでも理解することから始める必要があるかもしれません。

障がい者とは？

そもそも、「障がい者」とは、どのような方を指すのでしょうか？

平成23年に改正された「障害者基本法」には次のような条文があります。

参考

障がい福祉 関連冊子

障がい福祉の動向や新制度、それぞれの障がいの概要などについて学習する際に、参考となる冊子をご紹介します。

ここに掲載している冊子は、各団体HPよりデータをダウンロードすることができます。ぜひ活用ください。

特に、県内の福祉全般に関する相談窓口や各種制度などを掲載する「ちば健康福祉ブック」は、機会をみて一度ご覧ください。



「障害のある方への接遇マニュアル」●発行：東京都心身障害者福祉センター／●発行日：平成18年8月／●その他：当該団体HPよりダウンロード可（サイト内検索でタイトルを入力の上検索）



「ちば健康福祉ブック」●発行：県健康福祉部健康福祉指導課／●HP掲載データ：平成27年10月現在／●その他：県庁HPよりダウンロード可（サイト内検索でタイトルを入力の上検索）

1 障がいへの理解を深める

(定義)

(※改正箇所はピンク)

第2条

1 障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 社会的障壁

障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

この改正によって、障がいの定義は、新たに発達障がいも明記され、あらゆる心身の機能の障がいが含まれたほか、（国会答弁により）難病に起因する障がいや高次脳機能障がいも含まれています。

この改正では、もう一つ「社会的障壁」の項目が加わりました。

「障壁」とは、「バリア」のことです。この「障壁（バリア）」を「取り除く（フリー）」ことを「バリアフリー」と呼びます。

社会にある様々な障壁を取り払い、障がい者に限らず、高齢者や子ども、妊産婦の方など、誰もが不便を感じることなく、使用できる・暮らすことができるようにすることをバリアフリーといいます。広い意味では、高齢

者や初心者向け携帯電話も、バリアフリー商品と呼ぶことができるかもしれません。

このバリアについて、平成5年に国が策定した「障害者対策に関する新長期計画」には、4つの除去すべき障壁が挙げられています。

① 物理的障壁（バリア）

歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障がい物、乗降口や出入口の段差等

② 制度的な障壁（バリア）

障がいがあることを理由に資格・免許等の付与を制限する等の制度的な障壁

③ 文化・情報面での障壁（バリア）

音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい表示の欠如など

④ 意識上（心）の障壁（バリア）

心ない言葉や視線、障がい者を庇護されるべき存在としてとらえられる等の意識上の障壁（心の壁）
（一部、県民児協編）

民生委員や地域住民にとって、特に大切なことは、④の「心のバリア」フリーです。

「障がい」とは、障がいのない方には特別なことでも、障がい者にとってはごくごく当たり前のことです。

髪の色や背の高さと同様の単なる他者との違いであり、それは個性ともいうことができます。心のバリアフリーとは、その方をありのままに受け入れるということです。



「民生委員・児童委員のひろば 2015年12月号」●発行等：同右／●特集：障害者差別解消法施行に向けて



「民生委員・児童委員のひろば 2015年8月号」●発行等：同右／●特集：発達障がいとは



「民生委員・児童委員のひろば 2014年11月号」●発行等：同右／●特集：障がい者が生活しやすい地域づくりのために



「民生委員・児童委員のひろば 2013年10月号」●発行：全民児連／●頻度：毎月／●配付：各委員に1部／●特集：障がい者が安心して生活できる地域づくりのために

「ひろば」は、全民児連 HP (<http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/index.html>) のトップページ右にある「民生委員・児童委員専用ページ (mj ASSIST)」に掲載。パスワードは「20131201」。

また、皆さんがメガネをかければ、風景や文字が良く見えるように、障がい者も車いすや補助具を使用すれば、できることはたくさんあります。障がいや障がい者の個性を認識し、その特性を理解していくことが、心のバリアフリーの第一歩です。

とはいえ、希望することを全て叶える、あるいは必要以上にやさしく接するということではありません。障がい者が困っていることと配慮してほしいことを知り、民生委員としてできること、行政等が行うべきことを整理し、つないでいくことが大切です。

また、当事者団体が民生委員へ期待することは「障がいに対する（民生委員の）理解」に加え、地域における「心のバリアフリー」を進めてほしいということです。

地域福祉の担い手として、地域の様々な行事や会議、イベントに参加する民生委員だからこそできることもありません。

皆さんの地域には、障がい者の相談役である「身体障害者相談員」がいることをご存知

ですか？ この制度は、「身体障害者福祉法」に基づき設置されており、それまでの県委嘱から、平成24年度から各市町村委嘱により実施することになりました。

県身体障害者福祉協会によると、平成25年現在、県内相談員数は283名（千葉市含む）。障がい者自らが相談員となっているケースも多く、こうした方と少しずつ接点を持つことも理解を深めるにはよいかもしれません。

本号では、障がいのうち、身体に関する障がいについて、それぞれの当事者団体にお話をお聴きし、民生委員ができることや配慮すべき点などを紹介しています。

その他、障がい者福祉における法制度や各種福祉サービスに関すること、税金や運賃の優遇などの様々な福祉サービスを受けることができる「障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）」に関すること、相談窓口などに関する場合は、左記または、P2・3、下記掲載の各冊子をご覧ください。

障がいに関する相談・お問い合わせ先

- 障がい者への差別や（左頁の） 条例
- 障がい者への虐待
- 身体障害者相談員
- 障がい者に関する各種福祉サービス

- …… 各健康福祉センター
- …… 市町村障がい担当課・虐待対応窓口
- …… 市町村障がい担当課
- …… ちば健康福祉ブック（P2）参照

参考・引用資料（HP・文献）

参考 HP

- 内閣府／●厚生労働省／●千葉県／●東京都／●佐賀県／●横浜市／●全社協・全民児連／●東京都心身障害者福祉センター／●(公財) 日本障害者リハビリテーション協会 (DINF) ／●県身体障害者福祉協会／●県聴覚障害者福祉協会／●県視覚障害者福祉協会／●NPO 法人千葉県中途失聴者・難聴者協会／●WAM NET ／●横浜市立盲特別支援学校／●(公財) 関西盲導犬協会／●茨城県立視覚障害者福祉センター／●国立障害者リハビリテーションセンター／●東京大学バリアフリー支援室／●全日本難聴者・中途失聴者団体連合会／●NPO 法人東京都中途失聴・難聴者協会／●(社福) 日本盲人連合／●警察庁／●(公社) 日本眼科医会／●下記都府県市 ほか

参考文献

- 内閣府「公共サービス窓口における配慮マニュアル」・平成 27 年版障害者白書／●厚生労働省「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」／●全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について」／●障害関係団体連絡協議会「障害者の高齢化に関する課題検討報告」／●千葉県健康福祉部障害福祉課「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」／●群馬県「障害のある方へのマナーブック」／●富山県「障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりのためのアドバイス事例集」／●大阪府「大阪府における障がい者が必要とする社会的障壁の除去のための配慮や工夫の事例について」／●島根県・鳥取県「障がいを知り、共に生きる」／●熊本県「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくりのために」／●宮崎県「障がい理解のためのガイドブック」／●沖縄県「心のバリアフリーガイド（モデル版）」・「公共サービス窓口における配慮マニュアル」／●八王子市「みんなちがってみんないい 障害のある人を理解するためのガイドブック」／●厚木市「この街でともに…～障害のある人を理解するためのガイドブック～」／●名古屋市「こんなときどうする？ 障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック」／●福岡市「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」／●国際視覚障害者援護協会「イラストでわかる視覚障がい者へのサポート」ほか

障害のある人もない人も 共に暮らしやすい千葉県づくり条例

平成 18 年 10 月 11 日 成立
平成 19 年 7 月 1 日 施行

平成 19 年 7 月、千葉県では「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を施行しました。

この条例は、障がいのある方に対する偏見や誤解等による不利益な取り扱いをなくすこと、また日常生活や社会参加を妨げている様々な障壁の解消を目的としたもので、平成 28 年 4 月より施行された「障害者差別解消法」に先駆けたものでした。特に、罰則規定は設けず、障がいに関わる差別について、話し合いで解決しようというものです。

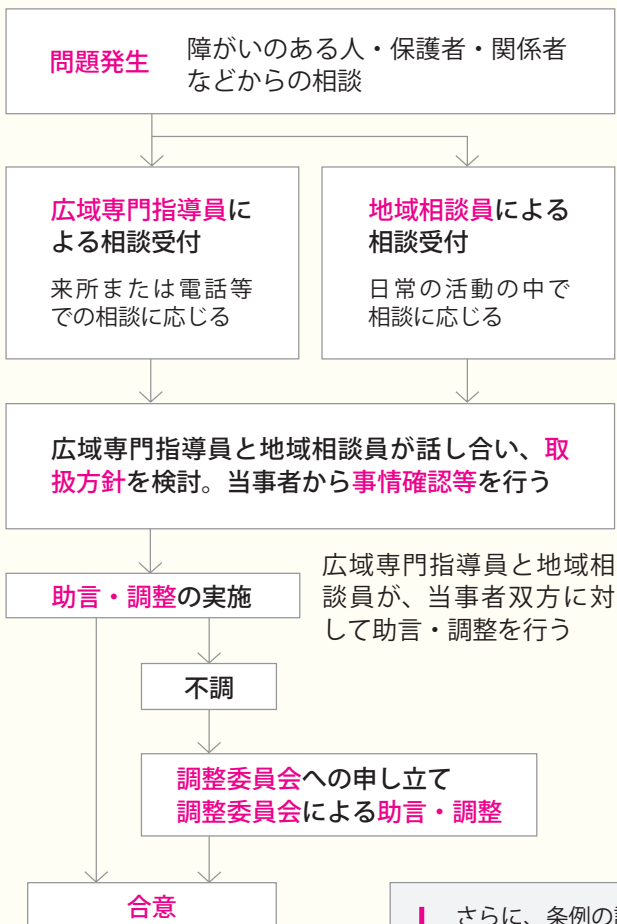
また、8 分野（①福祉サービス・②医療・③商品及びサービスの提供・④労働者の雇用・⑤教育・⑥建物等及び公共交通機関・⑦不動産の取引・⑧情報の提供等）別に、障がいを理由とする「不利益な取り扱い」や「合理的配慮の不提供」について、それぞれ具体的な例示や解釈指針を示しています。

この条例の特徴の一つに、個別事案解決の仕組みが挙げられます。身近な地域の相談役として、「地域相談員（下記参照）」を委嘱し、相談活動を統括する専門職として「広域専門指導員（下記参照）」を保健福祉圏域ごとに配置することで地域に密着した相談活動を展開しています。また、地域相談員や広域専門指導員による助言・調整が困難な事例については、「調整委員会」を設置し、3 層構造の相談体制をとっています。

平成 26 年度の「広域専門指導員等活動報告書」によると、相談窓口寄せられた件数は 881 件。内訳は、差別に関する相談が 141 件、残りは制度に関することや生活に関する悩みなどの相談とのことです。

本頁は、千葉県庁障害福祉課障害者権利擁護推進室の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり」のページに掲載される資料をもとに作成しています。

●相談から助言・調整までの主な流れ



●地域相談員

主な役割として、当事者からの相談やその助言・調整、関係機関の紹介等を行う。当事者同士の話し合いの場において、公正な第三者的な立場から双方の言い分をよく聴き、当事者と一緒になって問題解決に取り組むこととされている。また、差別をしたとされる人の意見もよく聞き、誤解や偏見から生じたものであれば、誤解等を解くことも大切な役割の一つ。

平成 27 年 7 月現在、市町村や関係機関から推薦のあった県内 581 名が委嘱を受け、民生委員同様、守秘義務を有している。市町村ごとに設置される身体障害者相談員や知的障害者相談員を兼ねる人も多く、その内訳は、地域相談員 581 名の内、身体障害者相談員は 260 名、知的障害者相談員 132 名、その他 189 名となっている。

●広域専門指導員

各保健福祉圏域ごとに 1 名、県内計 16 名が知事から委嘱を受け、各健康福祉センターと県障害者相談センターに駐在。主に、社会福祉士や市町村の福祉業務経験者からなる。相談時間は、平日の 9 時～17 時。

地域相談員と同様の活動を行うが、圏域内の相談の取りまとめや、地域相談員への指導等、統括的立場。

さらに、条例の詳細について知りたい方は、県庁 HP のサイト内検索で「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり」と入力の上、検索してください。

聴覚障がい

を理解しよう

聴覚障がいとは？

聴覚障がい者は、その程度に加え、失聴時期や成育・教育環境など、様々な要因により意思の疎通に困難を抱えています。その障がい特性や特徴も実に様々です。その概要は次の通りです。

●ろう者

失聴時期や習得時期を問わず、手話を第一言語としている人

●中途失聴者・難聴者

音声日本語を習得する前あるいは、習得後に、何らかの原因で聞こえにくくなった、または聞こえなくなった人

●ろう重複障がい者

聴覚障がいだけでなく、「盲」・「知的障がい」・「精神障がい」など、ほかの障がいも併せ持つ人

外見からはわかりにくい

聴覚障がいは、外見からはわかりにくい障がいです。そのため、周囲に気づいてもらうことができず、「挨拶をしたのに返事がない」などと誤解されることがあります。

視覚を中心に情報を得ている

聴覚障がいは、音による情報が得にくいいため、視覚によって情報の多くを得ています。外出時では、呼びかけや放送、自転車のベル、車の走行音やクラクションなどに気がつかないことがあります。様々な方法で情報を得ている

聴覚障がいの方は、その特性に応じてコミュニケーション方法が異なります。

例えば、盲ろう者の場合、最初の障がいが見覚の場合は点字を、最初の障がいが聴覚の場合は手話を用います。(詳細は、P8参照)

聴覚・平衡機能障がいによる身体障害者手帳所持者
(身体障害者手帳交付台帳登載数)

| 区分 | 千葉県 (H27.3.31) | 全国 (H26) |
|----------|-------------------|-------------|
| 18歳未満 | 685 | 16,942 |
| 18～40歳未満 | 1,380 | 434,131 |
| 40～65歳未満 | 2,534 | |
| 65歳以上 | 8,132 | 451,073 |
| 合計 | 12,731 | |

※「千葉県」は、千葉県庁 HP 障害福祉課より、「全国」は「平成26年度福祉行政報告例－身体障害者福祉」の「身体障害者手帳交付台帳登載数、障害の種類、年齢(2区分)×障害の程度、登載状況別」より引用。

聴覚障がいの方は、皆さんが普段あまり意識せずに当たり前のように行っている「音を通じた情報のやりとり(受信や発信等)」が難しい障がいです。生活していくうえで、次の①・②のような悩みや不安を抱えていることを十分理解する必要があります。

- ① 情報を得ることが難しい
- ② 話し言葉による意思の疎通がはかれないことで、他人とのコミュニケーションが取りづらい。対人関係を築きにくい。

(取材日) 平成28年2月5日(金)
(文・構成) 県民児協
(監修) 県聴覚障害者協会

当事者が伝えたいこと

本稿の作成にあたり、県聴覚障害者協会理事長の植野氏にお話をお聞きしました。

近年、少しずつ障がい者を取り巻く環境は改善されてきてはいるものの、まだまだ課題は多いと話します。

聴覚障がい者の範囲

国内において、聴覚障がい者とされるのは、専門医による診断等を受けて認定・交付される身体障害者手帳保持者を指します。

この判定方法については、医学モデルと呼ばれ、個人の身体的機能を中心に見ているようです。しかし、聞こえの程度は、個人差が大きく、障害等級が軽いからといって、生活への支障が少ないとは言いきれないようです。そのため、生活のしづらさや意思疎通の

困難さは、社会環境や社会的要因によるところが大きいという社会モデルの考え方の導入を求めています。

また、次の点も課題として挙げられます。

手帳交付の国内基準は、70デシベル（dB）（※左記参照）以上とされ、その交付数は前頁の通りですが、国際保健機関（WHO）では41デシベルから補聴器の装用が推奨されており、この基準による国内聴覚障がい者数は約600万人、そのうち65歳以上が7割にのぼると推計されるようです。

また、国内の障がい福祉サービスは、「障害者総合支援法」の場合、手帳所持者を主な対象としているため、多くの難聴者が支援を受けられない状況にあるといえます。

さらに、総合支援法に基づく通訳派遣を例に挙げても、市町村ごとにその取扱いが異なることから地域格差が生じているようです。

デシベル（dB）とは？

音圧又は音の強さのレベルを表す単位。騒音測定時にも音の大きさを表す単位として使用。音が大きいほど、高い数値をあらわす。詳細は下表参照。

聞こえの程度と障害等級

| 障がい程度 | dB | 聞こえの程度 | 手帳(等級) |
|-------|-----|----------------|--------|
| 健聴 | ～20 | | なし |
| 軽度 | 30 | ささやき声 | |
| | 40 | | |
| 中度 | 50 | 普通の会話 | |
| | 60 | 少し大きな声での会話 | |
| 高度 | 70 | | 6級 |
| | 80 | ピアノ音 電車内の騒音 | 4級 |
| | 90 | | 3級 |
| 重度 | 100 | 電車通過時のガード下 | 2級 |
| | 110 | 自動車のクラクション | |
| | 120 | 飛行機のエンジン音 | |

※NPO 法人東京都中途失聴・難聴者協会 HP (<http://www.tonancyo.org/>) を参考（一部、県民児協・編）



(社福) 千葉県聴覚障害者協会
理事長 植野 圭哉 氏

平成 18 年、(社福) 千葉県聴覚障害者協会理事長に就任。その他、千葉聴覚障害者センター所長や日本手話研究所研究員を務めている。

民生委員にできること

地域で暮らす上でも、まだ安心して暮らせる環境が整っているとは言えないようです。

地域の中では、スムーズなコミュニケーションを取ることができない聴覚障がい者や、また障がいへの理解が進んでいないことによる誤解や配慮不足というものが多いため、地域住民や民生委員と交流することにより、めらう方も多いといえます。

植野氏は、地域福祉の担い手である民生委員には「まず、聴覚障がいに関する理解を深めてほしい」と話します。そして、「町会・自治会等の地域住民が集う場で理解を深める場を作ってほしい。その働きかけをお願いしたい」とのことです。

ぜひ、(次頁以降に掲載) コミュニケーション方法や配慮すべき点を踏まえ、今後の交流の一助としてください。

様々なコミュニケーション

聴覚障がい者は、その方の特性により、聞こえる程度や聞こえ方は様々です。また、それに応じて、コミュニケーションの方法も異なります。

皆さんが、会話をする際は、本人の様子を窺いながら、コミュニケーションの方法を確認しましょう。主な方法は次の通りです。

●手話

手指や顔の表情、身体や目の動きで表す視覚的な言語で、日本語とは異なる言語体系を持ちます（文法が異なる）。また、手話にない単語（人名や固有名詞）を表す場合などは、手指の形で「あいうえお……（50音）」を一文字ずつ表す「指文字」が用いられます。

●要約筆記

聞こえる人が、聞き取った話の重要な部分（結論だけではなく過程も含む）を要約し、文字にして伝える方法です。手書きによる要約筆記と、パソコンによるものがあります。

手話通訳者や要約筆記者は、専門的な技術を有し、また守秘義務が課せられています。

●口話・読話

話し手の口の動きや顔の表情から話の内容を読み取る方法です。口の動きがわかるように、正面からゆっくりはっきりと話すことが大切です。口の形（開き）が似ている言葉は判別しづらいため、言葉を言い換えたり文字を書くなどして補いましょう。

また、この方法は、口の形や動きには個人差が著しく、とても目に疲労感を伴うので、時間的に限界があるということに踏まえておきましょう。

●筆談

メモ用紙などに、お互いに文字を書いて伝える方法です。パソコンや簡易筆談器を用いたり、手の平や空中に書く（空書）こともあります。

また、メモ用紙が無い場合は、携帯電話のメモ機能等を使って画面に表示する方法もあります。

手話＝言語

平成 18 年に、国連総会で採択された「障害者権利条約」において「手話は言語」とされました。

国内では、平成 23 年、「障害者基本法」の改正をもって初めて「手話が言語」である旨が明記されました。

また、自治体でも、平成 25 年 10 月に鳥取県で「手話言語条例」が成立したのを皮切りに、平成 28 年 1 月現在では全国 33 の自治体で同趣旨の条例が成立しています。県内では、平成 27 年 12 月に、習志野市で手話などの利用を進める「手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例」が成立（平成 28 年 4 月施行）しています。同様の条例は兵庫県明石市に次いで 2 番目。

聴覚障害者標識

道路交通法に基づく標識。聴覚障がい者であることを理由に、免許に条件が付されている方が運転する場合は表示する必要（義務）があります。



なお、「(P20 掲載の)身体障害者標識」同様、本マーク貼付車両への幅寄せ等は、道路交通法により禁止されています。（掲載許可：内閣府）

耳マーク

耳の不自由な方自らが、耳が不自由であることを表すのに使用されるほか、自治体や病院、銀行などがこのマークを掲示する場合は、「筆談等の必要な援助を行います」という意思



表示に用いられています。（掲載許可：(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会）

対話の際に 配慮すべき 10のこと

聴覚障がい者の方に、配慮すべき10点をご紹介します。

1 配慮すべき点を確認

特性に応じて、対話方法も配慮すべき点も様々です。どのような配慮をすればよいか本人に確認しましょう。何よりわかるうとする姿勢を持つことが大切です。

2 豊かな表現を（身振り・手振り）

身振り・手振りを交えて伝えようとする場合、喜びや楽しさを表す時はよいですが、否定的なことを表す大げさな動作は、恐怖心や不快感を与えることがありますので注意が必要です。

3 雰囲気作り

すべてを聴き取るとは大変難しいことです。聴きなおすことをためらう方もいます。聴きなおすことができる雰囲気づくりを心がけましょう。

4 大切なことは確認

本人が理解できているか、自身が相手の話を理解できているかお互い確認するようにしましょう。重要なことを伝えたい時は、紙に書いて渡すことも有効です。筆談で再確認する時は箇条書きで具体的に。

5 会話する相手を見る

（手話通訳を通じた場合）
聴覚障がい者本人の顔を見て話をします。

6 会話する環境に配慮

手話通訳者は、逆光にならないところに座る、また本人と適切な距離を取るなど座る位置に配慮します。

要約筆記者が同席する場合は、書いている文字を聴覚障がい者が見える位置に座ります。

7 補聴器を使っている方との会話

普通の声の大きさで話します。大きな声を出したからといって伝わるものではありません。また、音として聞こえても、音が明瞭に聞こえているとは限らず、言葉として捉えることができない場合もあります。3m以上離れると音がマイクに届かなくなりします。

8 静かな場所（音声で会話する場合）

雑音がある中で聞き取るとは大変難しいことです。できるだけ、静かな場所での会話するようにしましょう。

9 言葉の区切り目

1音ごとに区切るのではなく、言葉のまとまりごとに区切るようにしましょう。

10 口元や表情も大切な情報

口元が見えるように、正面を向くようにしましょう。話す時は、ゆっくりはっきりと話すようにしましょう。

社会福祉法人 千葉県聴覚障害者協会

（聴覚障害者情報提供施設） 千葉聴覚障害者センター

県聴覚障害者協会では、市町村役場では対応できない土・日・祝日や緊急の場合等に、手話通訳・要約筆記者の派遣事業を行っているほか、聴覚障がい者のための情報提供施設として、字幕・手話入りビデオ・DVD（3,000本以上）の貸出や聴覚障がいに関する関連書籍・DVD等の販売、福祉機器の紹介・展示等を行っています。その他の事業は、右記の通り。

民生委員活動の中で、聴覚障がいに関することや、聴覚障がい者への相談・支援等について、相談したいことがあれば県聴覚障害者協会（右記連絡先）までご連絡ください。

（住所） 千葉市中央区神明町 204-12
（TEL） 043-308-6372（代）
（FAX） 043-308-5562
（e-mail） chibadeaf@deaf.or.jp
（HP） <http://www.chibadeaf.or.jp/>

①手話通訳・要約筆記派遣事業／②相談事業・相談支援事業／③手話通訳・要約筆記・パソコン要約筆記・実技指導講師の養成事業／④介護事業／⑤情報発信・施設利用／⑥地域活動支援センターらいおん／⑦らいおん工房（就労継続支援B型）／⑧らいおんホーム（グループホーム）

視覚障がい

を理解しよう

(取材日) 平成28年2月9日(火)
 (文・構成) 県民児協
 (監修) 県視覚障害者福祉協会

視覚障がいとは？

視覚障がいとは、視力や視野等の視機能が永続的に低く、矯正や治療等を行っても改善が見られない状態のことをいいます。

また、生まれつき（先天性）か、病気や事故による中途の障がいによっても、その程度には個人差があります。

主に、視覚障がいは「盲（全盲）」と「弱視（ロービジョン）」に大別されます。

1 盲（全盲）とは？

「盲（全盲）」は、視覚的な情報を全く得られない、あるいはほとんど得られない状態のことです。ただし、その程度には個人差があり、明暗の区別がつく方もいればつかない方もいます。また、目の前で手を振ると動いていることがわかる状態の方もいます。

情報を収集する際は、音や触覚、嗅覚など、視覚以外の情報から周囲の状況を把握してい

ます。その他、情報収集手段としては、下図「主な情報収集・伝達手段」のうち、①②③の方法があります。

また、移動時には、はくじょう白杖を持って単独で歩く方、ガイドヘルパーや盲導犬と一緒に歩く方がいます。

2 弱視（ロービジョン）とは？

「弱視（ロービジョン）」とは、メガネ等で矯正しても視力が低い状態や、視野の一部が欠けて見えるなど、何らかの視機能の低下によって日常生活に支障があるものの、多少なりとも視力が残存している状態です。WHOの定義では、「両目の矯正視力が0.05以上0.3未満の状態」をいいます。

ひと言に「弱視」といっても、その見え方は様々です。補助具を使用すれば、印刷物を読める方、大きな文字を読むことができても歩いている時に障がい物にぶつかったりつまづいたりしてしまう方、歩行の困難はないものの文字を読めない方もいます。

主な情報収集・伝達手段

① 点字

指先の触覚により読解する記号文字。自動点訳ソフトをインストールしたパソコンを使用すれば、点字を知らない人でも点字を活字（または活字を点字）に翻訳できる。



② パソコン音声読み上げソフト

ソフトをインストールしたパソコンを使用すれば、画面上に表示される文字を読み上げ、ウェブページを閲覧できるほか、ワードやエクセル、電子メールなどの利用もできる。

③ 音声テープ・CD

文字情報を音訳したテープやCDを通して情報を得る。近年では、視覚障がい者などのためにDAISY（テイジー）と呼ばれるデジタル録音図書が普及している。

④ 拡大文字

通常の文字を拡大したもの。
 学校の拡大教科書の基準は22ポイント。
 11ポイント 
 22ポイント 

⑤ 補助具

ルーペ（拡大鏡）や単眼鏡などの弱視レンズや拡大読書器を使用することで、保有する視力を活用し、健常者と同じ視覚情報（印刷物等）を利用可能な方もいる。

3 視覚障がいを理解しよう

「弱視」には、次のようなものがあります。

- **視野狭窄**
見える範囲が狭い（中心部のみ・周辺部のみ・片側半分のみ見える等）
- **光覚障がい**
夜になると全く見えなくなる夜盲症や、明るいときまぶしくて対応できない人も。また、暗い所と明るい所を行き来した際、順応することが難しい方もいる
- **色覚障がい**
特定の色が区別できない・わかりにくい
- **眼球振とう**
眼球が揺れる状態で、焦点が合いくく安定して物を見ることができない

弱視の方の情報収集の手段は、文字情報読み上げソフトや音声CD等を利用するほか、前頁④・⑤の方法で情報収集を行っています。

また、移動する際は、白杖を使用しない人も多く、一見して視覚障がい者とわからないこともあります。

なお、裸眼の視力0.01の人が、メガネ等をかけた矯正視力で1.0以上になる場合などは弱視とはいえません。

3 理解しておくべきこと

現在の制度上、視覚障がい者とされる範囲は限定的なところが見られます。

先に挙げたように、眼の機能（視機能）には、視力や視野、色覚などがあります。「身体障害者福祉法」では、このうち矯正視力と、視野の程度（視線をまっすぐにして動かさない状態で見えている範囲）により1級から6級に区分しています。

このため、（上記）光覚障がいや色覚障がいについては、「身体障害者福祉法」で定める視覚障がいにあたらなため、身体障害者手帳が交付されないという現状があります。

現在、視覚障がい者は、県内では1万1383人、全国では30万3000の方が手帳を保持しています（下表参照）。このうち、約7割が65歳以上のことです。

また、日本眼科医学会によると、視覚障がい者と思われる人数は、平成19年時点で、およそ164万人にのぼると推計されています。

目が見える人は、情報の約8割以上を視覚から得ているといわれています。視覚障がい者は、この「目を通した情報収集」が難しく、生活上、多くの困難を抱えて生活していると、また「歩行・行動」が難しい障がいであるということを理解する必要があります。

視覚障がいによる身体障害者手帳所持者
（身体障害者手帳交付台帳登載数）

| 区分 | 千葉県 (H27.3.31) | 全国 (H26) |
|----------|-------------------|-------------|
| 18歳未満 | 134 | 5,168 |
| 18～40歳未満 | 650 | 344,160 |
| 40～65歳未満 | 2,804 | |
| 65歳以上 | 7,795 | |
| 合計 | 11,383 | 349,328 |

※「千葉県」は、千葉県庁HP障害福祉課より、「全国」は「平成26年度福祉行政報告例－身体障害者福祉」の「身体障害者手帳交付台帳登載数、障害の種類、年齢（2区分）×障害の程度、登載状況別」より引用。

当事者が伝えたいこと

本稿の作成にあたっては、県視覚障害者福祉協会会長の伊藤和男氏にお話をお聞きしました。

伊藤氏によると、視覚障がい者が地域で生活していくうえで、主に次の3点に困っていると話します。

- 1 文字の読み書きが困難
- 2 移動することが困難
- 3 視覚情報を必要とする行動の困難



(公社) 千葉県視覚障害者福祉協会
会長 伊藤 和男 氏

平成 24 年、千葉県視覚障害者福祉協会会長に就任。その他、(社福) 愛光の常務理事として、視覚障害者総合支援センターちばの所長、ワークショップ四街道の管理者も務める。

1 文字の読み書きが困難

前述のように、「盲(全盲)」と「弱視」の方はそれぞれ、点字や拡大文字等を用いて情報を取得しています。しかし、全く見えない人には代筆・代読をする必要があります。

民生委員には、「ひとり暮らしや夫婦二人とも視覚障がい者の世帯がいる場合、町会・自治会の回覧板等の重要な書類について、代読・代筆をお願いできれば」とのことです。

2 移動することが困難

きちんと訓練をした「盲(全盲)」の方は、家の周囲であれば、どこに何があるか、どこで曲がるかわかっているため、頭に描く地図を辿りながら一人でも歩くことはできます。

しかし、はじめて行く所となると、周囲に何があるのかわからないため、戸惑いや不安があるといえます。

同行援護という国の制度があり、ガイドへ

ルパーと一緒に買い物や病院等に行くことはできますが、田舎の方ではこの制度事業者が少ないこと、また月の利用時間も限られているといえます。民生委員には、「もし、道端などで戸惑っている視覚障がい者がいれば、ぜひ手助けが必要かどうかの声をかけてほしい」とのことです。

3 視覚情報を必要とする行動の困難

前述2と重複する部分がありますが、視覚情報を必要とする行動の難しさがあります。人とのコミュニケーションの中でも、表情や動作がわからないことで反応できない、また知人と会っても視覚障がい者からは挨拶もできません。その他、買ってきた物が何の包みかわからない、物を落とすも拾うことができないというように、日常生活のあらゆるところで、視覚情報がないことによる行動の制限があります。

4 その他、民生委員にできること

伊藤氏は、日頃の交流の大切さも挙げます。視覚障がい者個々への声かけ・挨拶はもちろん、視覚障がい者団体とも積極的に交流をしてほしいと話します。

そして、災害時に備えて、地域の方に視覚障がいへの理解を深めること、災害時に避難所までの誘導をしてもらえるような備えをしてもらいたいと話します。

盲人のための国際シンボルマーク



(掲載許可)
(社福) 日本盲人福祉委員会

世界盲人会連合が定めた世界共通の国際シンボルマーク。

視覚障がい者の安全やバリアフリー等に考慮された建物や設備等に付けられています。

身近なところでは、交通量の多い交差点などに設置されている「音響信号機」にこのマークが掲示されており、信号機が青になったことを視覚障がい者に知らせるため、誘導音を出す装置が付けられています。

なお、警察庁HPによると、音が出る信号機が初めて設置されたのは昭和30年9月。東京都杉並区の視覚障がい者施設付近の交差点に、ベルの鳴動により赤信号と青信号を判別できる信号機が設置され、当時は「盲人用信号機」と呼ばれていたとのこと。

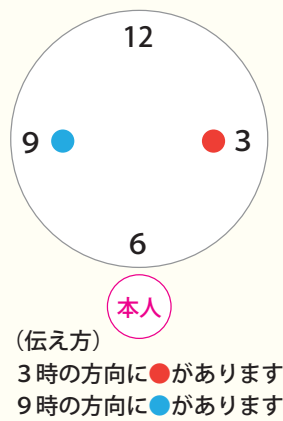
平成27年版障害者白書によると、この音響信号機も含めたバリアフリー対応型信号機は、平成25年末現在、30,501基が全国に整備されています。

対話の際に 配慮すべき 10のこと

視覚障がい者の方に、配慮すべき10点をご紹介します。

1 目のある物に伝える 周辺環境を把握するための 手助け

視覚障がい者の目の前にある物や配膳位置を伝える際は、時計の方向で示すとわかりやすいです。



2 障がい物を伝える

道路や施設内において、歩行を妨げる障がい物を伝える際は、視覚障がい者自身の向きに従って、左右を伝えます。

3 具体的に伝える

指示語(あっち、そこ・あれ...)を使わないで、「〇〇まで3mです」「30センチ右です」と、できるだけ具体的に伝えます。

また、道順を説明する際は、目印となる建物や看板などを伝えるようにします。視覚障がい者が再度道を尋ねる時などに役立ちます。

4 車や椅子の位置を伝える

車への乗車時は、ドアの上の部分に本人の手を触れるように、またイスの場合は横が後ろより背もたれに本人の手を触れるよう案内します。

5 物を伝える

何かの物を紹介する際は、その商品等を触れてもらいましょう。形や大きさなどは、言葉よりも触れるほうがよくわかります。

対話の仕方・誘導方法

6 話しかけるときは名乗る

声をかけられても誰だかわからない場合があります。必ず名前を伝えましょう。

また、話しかける時は、傍によって前から話しかけてください。声のかけ方は、「こんにちは」や「お手伝いしますか?」で大丈夫です。

7 誘導する際は

視覚障がい者によって、求める配慮(援助)は異なります。まず、どのような配慮をすればよいか本人に聞いてみましょう。

腕を引っ張ったり、後ろから押さないでください。また、白杖を掴んだりしてはいけません。

誘導者は、白杖を持つ手の反対側で半歩前に立ち、腕や肩を掴んでもらいます。歩く速度は、視覚障がい者に合わせます。

障がい物がある時や階段等では、「3m先の右側に看板があります」「上り階段です」と具体的に伝えるようにします。

誘導を終えて、本人と別れる際は、安全な場所で、別れるようにします。また、本人が立っている場所と、向いている方向を伝えます。

8 座席に着いたら

部屋の様子や席の位置を説明します。光を感じる方については、部屋の明るさが適切か確認します。

9 席をはずす際は

視覚障がい者と同席している際に、席をはずす場合は離席する旨を伝えてください。また、新たに話に加わる方がいる場合は、自己紹介をするようにしましょう。

10 代筆・代読する際は

代筆する際は、声を出して確認することも大切ですが、プライバシーには配慮します。また、長い文章を書くことができなくても、書く所がわかれば氏名を記入できる方も多いため、記入箇所の下部に定規などを当てると記入しやすくなります。代読する際は、読み手の判断で要約するのはなく、全て読み上げ、正確な情報を伝えます。

公益社団法人 千葉県視覚障害者福祉協会

(住所) 千葉県四街道市鹿渡 968-9 (e-mail) tisikyoo@syd.odn.ne.jp
(TEL) 043-421-5199 (HP) <http://tisikyo.sakura.ne.jp/>
(FAX) 043-421-5179

県視覚障害者福祉協会では、県からの委託事業として、毎日インターネットを通じて配信されて来る「政治・経済・福祉」などの情報を点訳し、県内の視覚障害者に無料で送付する「点字・音声即時情報ネットワーク事業」のほか、

社会生活訓練教室の開催や視覚障がい者のための相談・支援、外出支援に携わる同行援護の専門家を育成する事業などを行っています。

視覚障がい者に関するご相談や、また施設見学等のご要望があれば、ご連絡くださいとのことです。

身体障がい を理解しよう

身体障がいとは？

「身体障がい」とは、先天的または後天的な理由により身体機能の一部に不自由があり、日常生活に制約がある状態のことです。

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚・平衡機能障がい、③肢体不自由、④内部障がい、⑤音声機能・言語機能・咀嚼機能障がいの5つに分類されます。

ここでは、③肢体不自由と④内部障がいについてご紹介します。

1 肢体不自由とは？

肢体不自由とは、手や足（上肢や下肢）、胴体（腹筋や背筋、胸筋等の体幹）の一部または全部が動かない、あるいは動かしにくい状態にあることです。

その原因は、生まれた時からの方や病気・ケガ・事故等による後遺症でなる方がいます。障がいの部位にも個人差があります。半身

だけ障がいのある場合や、片手あるいは片足だけ障がいのある場合、また脳性まひや脊椎損傷、頸椎損傷などのように全身に障がいがある場合、間接リウマチのように身体の間接に障がいがある場合もありません。

その特徴も様々です。

例えば、脳性まひの場合は、本人の意思に反して顔や手足が動くという特徴、脳に損傷を受けた場合には言葉の不自由さや記憶力の低下等の特徴、関節リウマチの場合は関節の炎症による腫れや痛みを伴います。

また、半身まひや脳性まひ、関節リウマチの方は、歩くことや立つこと、物の持ち運びなどに支障があるため、多くの方が杖や装具、車いすなどを使用しています。

手や指に障がいがある場合は、文字を書いたりお金の扱いなど手先の細かい作業は困難を伴います。□や舌のまひがある場合は、言葉を使ってコミュニケーションをとることが難しくなったり、読み書きが困難な方もいます。

身体障がいによる身体障害者手帳所持者（身体障害者手帳交付台帳登載数）

| 区分 | 肢体不自由 | | 内部障がい | | 音声・言語・咀嚼機能障がい | |
|----------|--------|-----------|--------|-----------|---------------|--------|
| | 千葉県 | 全国 | 千葉県 | 全国 | 千葉県 | 全国 |
| 18歳未満 | 2,762 | 63,479 | 802 | 18,807 | 29 | 922 |
| 18～40歳未満 | 5,765 | 2,791,956 | 2,240 | 1,491,918 | 131 | 60,046 |
| 40～65歳未満 | 25,340 | | 13,500 | | 645 | |
| 65歳以上 | 65,284 | | 41,164 | | 1,693 | |
| 合計 | 99,151 | 2,855,435 | 57,706 | 1,510,725 | 2,498 | 60,968 |

（取材日） 平成28年2月23日（火）
（文・構成） 県民児協
（監修） 県身体障害者福祉協会

※「千葉県」は、千葉県庁 HP 障害福祉課より、「全国」は「平成26年度福祉行政報告例－身体障害者福祉」の「身体障害者手帳交付台帳登載数、障害の種類、年齢（2区分）× 障害の程度、登載状況別」より引用。

4 身体障がいを理解しよう

日常生活にそれほど支障がない方がいる一方、常に介助を必要とする程度の方もいるなど、その特徴や程度にはかなりの個人差があり、その方によって困難を伴う日常生活動作も異なります。

皆さんが、普段何気なく行っている動作一つひとつに大変な困難を伴うということや、次頁の配慮すべき点などを理解しておく必要があります。

2 内部障がいとは？

内部障がいとは、身体の内部に障がいがある状態を指し、次の7種類があります。

内部障がい共通の悩みとして、外見からは障がいがあることがわかりづらいため、周囲からの理解が得られにくいところです。

① 心臓機能障がい

全身に血液を送る機能が、低下または不規則になる状態。脈拍を調整するため、ペースメーカー等を埋め込んでいる人もいる。

② じん臓機能障がい

じん臓の働きが低下し、有害な老廃物や水分を排泄できなくなり体内に蓄積される状態。不要物を取り除く人工透析を定期的に受ける必要がある。

③ 肝臓機能障がい

栄養分を体内で活用できるよう分解したり有害物質を無害に変化させる肝臓機能に支障が出る状態。

④ 呼吸機能障がい

肺機能が低下し、酸素と二酸化炭素の交換がうまくできず呼吸困難や息切れをする状態。携帯用酸素ボンベを使用している人もいる。

⑤ ぼうこう・直腸機能障がい

尿を貯めるぼうこう、便を貯める直腸機能が低下あるいは喪失してしまった状態。体外に排泄するための人工ぼうこう・肛門を造設している方を「オストメイト」という。

⑥ 小腸機能障がい

消化吸収等の役割を持つ小腸機能が損なわれた状態で、通常の口からの食事摂取では栄養維持が困難な状態。チューブを使って鼻や胃などから栄養補給を行ったりする。

⑦ ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がい

ヒト免疫不全ウイルスにより、身体を病気などから守る免疫機能が低下し、様々な感染症が起きやすくなったり、脳や神経の障がいを患ったりする。

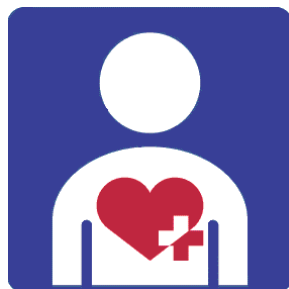
オストメイトマーク



掲示されています。

（掲載許可：（公社）日本オストミー協会）

「ハート・プラス」マーク



外見からは判断されにくい「内部障がい・疾患」があることを示すシンボルマーク。

内部障がい・疾患者は、公共交通機関の優先席や、障がい者用トイレなど、様々な場面で誤解を受けたり手助けを得られないことがあります。このマークをつけた方を見かけた際は、内部障がい者への理解と配慮をお願いします。（掲載許可：NPO 法人ハート・プラスの会）

身体障がい者に配慮すべき 10のこと

身体障がいのうち、肢体不自由の方と内部障がいの方に、配慮すべき10点をご紹介します。

1 はじめに

困っているところを見かけたら、「お困りですか?」「お手伝いしましょうか?」と声をかけて、本人からの求めに応じて、必要な手助けをするようにしましょう。

(肢体不自由の方への配慮すべき点)

2 通り道をふさがらない

車いすや杖を使用している場合、歩道や施設の通路に障がい物があると通行が困難な場合があります。端に寄せる等の配慮をお願いします。

3 話しかける際は

車いすの方に話しかける時は、少し腰をかがめて同じ目線で話すようにします。

4 移動や動作の手助け

車いすの場合、坂道や段差の昇降、駅での乗り換えやバスの乗降時などは大変困難を伴います。

車いすを押すなどの手助けをお願いします。

また、車いすや杖などを使っていると、手を伸ばせる範囲が限られてしまいます。高い場所にある商品を取ることやボタンを押すこと、ドアの開閉が難しいことがありますので、手助けをお願いします。

5 確認する際は

介助者が一緒にいても、本人の意思を必ず確認するようにしてください。

6 会話をする際は

言語障がいにより、日常会話等のコミュニケーションをとることが困難な場合は、わかりやすい内容で、ゆっくりと一つひとつ確認しながら説明します。

本人が伝えようとする内容がわからない時はわかったふりをせず、文字や図なども活用してきちんと尋ねるようにしましょう。

また、言葉がうまく話せない方だからといって、子どもに対するように接してはいけません。

7 手足や関節に障がいがある場合は

手や指にまひや欠損がある場合は、細かな作業が困難なため時間がかかります。必要に応じて、代筆などの対応をお願いします。

また、片手が不自由な方の場合、紙が動かないよう配慮してください。

8 関節に痛みがある場合は

動作に時間がかかります。また、身体に触られるだけで痛みを感じることがありますので注意が必要です。

(内部障がいの方への配慮すべき点)

9 疲れやすい

内部障がいの方は、体力が低下しているため、疲れやすく、集中力や根気が続かないことがあるほか、長時間立っていることや重い荷物を持つこと、階段の上り下りなど体力的な負担を伴う行動が制限されます。また、体力が低下しているため感染しやすいので、風邪をうつさないよう配慮してください。

外見上は、異常がないように見えるため、周囲からの配慮を受けられないことが多いです。

「ハート・プラスマーク」を見かけたら席を譲るなどの配慮をお願いします。

10 内部障がい別の配慮

●じん臓機能障がいの場合、老廃物を排泄するため、定期的に人工透析を受ける必要があることを理解しましょう。

●ぼうこう・直腸機能障がいの場合、トイレに行く頻度が多く、利用時間も長くなります。

また、人工肛門・ぼうこうを使用している方には、排泄物を処理できる専用のトイレが必要であることを理解しましょう。

●小腸機能障がいの場合、食生活に制限がある人もいるため配慮が必要です。

●ヒト免疫不全ウイルス(HIV)は、偏見や差別が問題となっています。HIVは、感染力が弱く、血液や性的接触以外では感染することはほとんどありません。

障がい者と

どう向き合うか

本文は、神林氏を話し手とし、会話形式でまとめています。

障がい者とは？

障がい者といっても、考え方は障がいの種類によって大きく異なります。もつと言えば、障がいを持つている人、一人ひとり考え方が違うので、どのように障がい者と向きあうていくかというのは、結局のところ個別に考えていくしかないんですね。

ただ、身体障がい者が、どのように自分の障がいと向き合っているのかがわかるエピソードをいくつか紹介します。

わかってはいるけど……

車いす一つにしても、障がい者は好きで乗っているわけではないんです。

以前、車いすを使用しているひとり暮らし

の方に「一日で一番うれしいことは何？」と聞いてみたら、「一日、誰の手も借りずに過ごせた時かな。でも、なかなかそれはできないんだよ」という答えが返ってきました。私は、「だけど、あなたは若い時からずっと頑張ってきたんだから、今は社会保障制度の中でみんなで手助けするよ。そういう形があるんだから。そんなに遠慮せずにみんなの善意を受けてやっていこうよ」と返すと、「そうしているけど、実際気持ちの上では負担になるよ……」と言っていました。私は、その通りだと思いましたね。

障がい者仲間

脳卒中や脳梗塞で倒れた方などは、「俺の人生もう終わりだ」というところから始まるんです。その時、「そっじゃないだろ、ここから新しい人生を築けよ」と言っていてやれるのが仲間なんです。同じ障がいを持っているからこそ言えるんです。

障がい者は、地域の中で、どのような思いで暮らしているのか？

民生委員は、障がい者と、どのように交流を深めていけばよいのか？

その一端を、県身体障害者福祉協会理事長の神林保夫氏にお聴きしました。

健康な人に言われたら「お前に俺の気持ちかわかるか」と、最初は当り散らすところから始まるんですね。そこから、だんだんと次の人生に向かっていくために、つまづいたり気持ちが沈むたびに頑張ろうと持っていくのが我々の団体の大切な役割なんです。

障がい者になった時に、その状況の中から自分の新しい人生を築いていくんだという気持ちを持たないとダメなんです。やっぱり障がい者も自立・自助をきちんとやらないと、人様がいつまでも面倒見はくれないんだよということ講演でもよく言ってます。

ただ、障がい者も、みんな歯を食いしばって頑張っています。頑張っているけど、どうしようもできないことがあるんです。そうしたところを、地域を含め、皆さんで支援しながらやっていくということでしょうか。

ただ、支援といっても、制度の中で型にはめていくというのものかなと思うところがあります。こんなエピソードがあります。

お賽銭

以前、研修旅行で男性の全盲の方とご一緒したことがあるんです。バスを降りて、これから神社をお参りしようという時、その方と一緒に参拝に向かったんですが、「神林さん、バスの中に財布を忘れてきてしまったので、300円貸していただけませんか?」と言われたんです。何に使うのか聞いたところ、「お賽銭にします」と言っんです。

私は10円しか入れないよと言つと、「一つは、私が今こういう病気になっていているけど、家内が家族みんな安全に過ごせるようやってくれていることに対して神様への感謝の気持ちだよ。もう一つはお願いごとで、自分が妻よりも先に死ぬるように。最後は、こうして仲間外れにされずに仲間と仲良く暮らせていること、そして、あん摩・針・灸をやつてい



(社福) 千葉県身体障害者福祉協会
理事長 神林 保夫 氏

昭和54年、千葉県身体障害者相談員に委嘱されたことを皮切りに、昭和59年から柏市身体障害者福祉協会会長、同年、千葉県社会福祉協議会監事に就任。また、平成17年から千葉県身体障害者福祉協会理事長を務め、同年千葉県社会福祉審議会委員にも就任。

るけど、この仕事を死ぬまできちんとやっつけていきたい。そういうお願いというか誓いかな」人間の心理というのはこういうところにあるんだなと思いましたね。もつと、きちんと障がいの気持ちに寄り添って、障がい者福祉社というものを考えて、育てていかなければならないんだなと思いましたね。

民生委員にできること

今は昔と比べて、近所付き合いが希薄になってきていますから、障がいがある・なしに関わらず、機会を作つて接点を持つことが大切ですよ。まず、顔見知りになることが必要だと思いますね。

なぜかと言つと、今、精神障がいの人を施設から在宅へ移すという方針を国が打ち出しています。そうした中で、実際に地域に受け皿があるかといえれば何もありません。みんな、偏見の目で見られてしまつんです。

そうならないように、精神科のお医者さんや、精神障がいのいろいろな状況を調整する人がいて、「さあどうぞー来てください」と、受け皿があるのならいいですけどね。今はそれができているとはとても言えないですね。

病院も、良いお医者さんがいるから行くわけですよ。施設にしても、ひとり暮らし高齢者で、自分ではどうしようもできないから、きちんとした施設に行くわけです。そ

れと同じなんです。地域へ入るにも、きちんとした受け皿がないとできないんです。

そういう意味でも、地域に理解者がいるとしないのでは全然違うんです。民生委員さんには、ぜひ障がいや障がい者に対する理解を深めていただければありがたいですね。

そして、顔見知りになっていただいて、何かをやる時には、仲間はすれにしないで声をかけてもらつて、一緒に入れるよう意識的に働きかけてもらえればと思います。

町会や地区社協のイベントなどと呼んでもらうことは大変ありがたいことですよ。

どうしても、障がいを持っていて、家に閉じこもりがちになる人が多いので、障がい者も一緒にできる手芸や会話、イスに座つて行う健康体操などで、気軽にいろいろな方との交流ができるのは必要だと思いますね。

ほんのちょっとしたことですが、「あなたも一緒にやりましょう」という誘いの言葉から、だんだんと表に出ようという気持ちも生まれてきますし、地域との交流も生まれてくると思います。

地域の状況をふまえ、町会なり地区社協が障がい者と一緒に、どういう活動やイベントを行うことができるのか考えていく必要があると思いますね。

ただ、なかなか難しいのは、障がい者を招待したけれども、あまり来なかったというこ

社会福祉法人 千葉県身体障害者福祉協会

(住所) 千葉市中央区千葉港 4-3 県社会福祉センター内
(TEL) 043-245-1746
(FAX) 043-245-1578
(e-mail) bcg03245@nifty.com
(HP) <http://homepage3.nifty.com/chibashinsyoukyou/>

県身体障害者福祉協会では、「身体障害者生活活動訓練事業」としてスポーツやキャンプ等を実施しているほか、市町村が委嘱する身体障害者相談員への研修会や、障がい者からの様々な相談に応じる常設の身体障害者相談事業(平日 10 時～ 15 時)、身体障害者体育振興事業としてボウリングやグラウンド・ゴルフ大会等を実施しています。

身体障がい者に関するご相談などあれば、ご連絡くださいとのことです。

障害者のための国際シンボルマーク



(掲載許可) (公財)
日本障害者リハビリ
テーション協会

障がい者の方が利用できる建物や施設であることを示す世界共通のマーク。車いす利用者に限定したものではなく、全ての障がい者がその対象。

公共・商業施設では、このマークが記された駐車スペースが設置され、車いす利用者や杖を使うなど移動が困難な方のための駐車スペースとされていますが、この利用対象は管理者が定めていることから、一律的な基準はありません。また、健常者による不正駐車も問題となっています。そこで、佐賀県では、平成 18 年 7 月に「パーキングパーミット」という制度を導入(下記参照)。身体障がい者や高齢者、難病患者、妊婦、ケガ人等で歩行困難な方に利用許可証を発行し、利用できる方を明らかにすることで、本当に必要な人のために身障者用駐車場を確保しています。現在では、同様の制度が普及し、35 府県 2 市で導入されています。

(例：対象者)

- 身体に障がいがある方で歩行困難な方
- 一時的な疾病(骨折や病気など)により歩行困難な方
- 妊産婦(妊娠 7 か月から産後 3 か月)
- 高齢者(要介護度 1 以上認定対象者)で歩行困難な方
- 難病患者で歩行困難な方
- 知的障がい者(療育手帳の障がいの程度欄が「A」)で歩行困難な方

(申請方法)

希望者は、県庁や市町村役場窓口で申請(郵送可)。



(写真上)

佐賀県の利用証。所定の駐車場所に停める際、利用者はこの許可証を車内のルームミラーにかけておく(掲載許可：佐賀県庁)

とが結構あるんですよね。そうだった状況でも、来ないから終わりではなくて、少しずつ育てていこうとすることが必要だと思えます。臨床心理学の言葉で「フポール」という「お互いに親しく、心が通い合い、打ち解けて話ができる」という意味の言葉があるんですが、そういった地域を作っていくことと考えることが大切ではないでしょうか。

最後に

歳を取ってくると、みんなどこかしら動かなくなりやすよね。目が見えなくなってくるし、耳も聞こえなくなってくるし、動作だつて鈍くなつて、一度座つたら立ちたくなくなりますよね。みんな歳を取つたら、障がい者なんですよ。

障がい者だからと、色眼鏡で見るとはななく、同じ地域の住民として見ることが大切なんですよね。民生委員さんだからこそ、「心のバリアフリー」というものを常に意識して、地域の中で、障がい者が少しでもその人らしく暮らせるよう支援をお願いします。

(取材日) 平成 28 年 2 月 23 日(火)
(取材) 戸邊編集委員、伊藤編集委員
(文・構成) 県民児協

身体障害者「ほじょ犬」マーク (掲載許可) 厚生労働省



身体障がい者の補助犬（盲導・介助・聴導犬）同伴を啓発するために、施設や店等の入口に張るマーク。「身体障害者補助犬法」により、補助犬は公共施設や交通機関のほか、デパートや飲食店等の一般施設でも自由に同伴できます。

(盲導犬)

視覚障がい者が、街を安全に歩けるよう段差や曲がり角等を教える。胴輪（ハーネス）をつけている。

(介助犬)

身体障がい者の生活動作をサポート。ドアの開閉や特定の物を手元を持ってくる、車いすをひく、落としたものを拾うなどの作業を行う。「介助犬」と書かれたベストをつけている。

(聴導犬)

聴覚障がい者に、生活の中の必要な音を知らせる。玄関のチャイムやファックス着信音などを聞きわける。「聴導犬」と書かれたベストをつけている。

身体障害者標識(障害者マーク)



(掲載許可) 内閣府

道路交通法に基づく標識。肢体不自由であることを理由に、免許に条件を付されている方が車を運転する場合、このマークを車の前後に付けるよう努めることになっています(努力義務)。

また、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は、道路交通法により禁止されています。なお、このマークを付けていても、駐車禁止除外車証明やパーキングパーミット制度（P19「国際シンボルマーク」の項を参照）のような効力はありません。



(掲載許可) 内閣府

「白杖 SOS シグナル」 普及啓発シンボルマーク

「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマーク。白杖を頭上50cm程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚障がい者の方を見かけたら、進んで声をかけて支援をしようというものです。また、シグナルを示していない時でも、危険に遭遇しそうな場合は、声をかけサポートするようお願いいたします。特に、駅ホーム内での事故が多いので、適切なサポートをお願いいたします。

障がい者 関連マークを 確認しよう

視覚障害者誘導用ブロック (掲載許可) 内閣府



誘導(線状)ブロック



警告(点状)ブロック



内方線付き点状ブロック

視覚障がい者が歩行する際に、誘導・警告を示すブロック。点字ブロックともいう。日本発祥の識別表示として、1967年に岡山県立岡山盲学校に近い交差点周辺で敷設されたのがその始まりとされます。

「誘導(線状)ブロック」は、ブロックの突起を足裏、あるいは白杖で確認しながら、突起の方向に進むことができますよう設置されています。「警告(点状)ブロック」は、危険箇所や誘導対象施設等の位置を示すブロックとして、階段前や横断歩道前、誘導ブロックが交差する分岐点、駅のホームの端等に設置されています。

歩道等で点字ブロック上に障がい物があるのを見かけた際は、取り除くよう配慮をお願いします。

最近では、駅のホームに「内方線付き点状ブロック」が設置されるところもあり、線状突起のあるほうがホーム内側で安全な場所であることを示しています。

ヘルプマーク



(掲載許可) 東京都

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からわからない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるようにと、平成24年10月に東京都がこのマークを作成しました。

現在、都営地下鉄や都営バス等で掲示されているほか、民間企業にもその輪を拡げています。都内でのみの使用に留まっていますが、このマークを身につけた方を見かけた際は、電車・バス内では席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

このコーナーでは、民生委員活動を展開していく上で、必要な障がい福祉に関する情報整理のために「整理帳」をご用意いたしました。

今後の活動に役立てるため、あなただけの備忘録として作成してみましょう。

6 障がい福祉分野 整理帳

STEP 1 障がい別に、地域の現状を確認してみましょう。また、相談窓口も確認しておきましょう。

● 聴覚障がい者

| | |
|-------------------|--|
| 人数(世帯) | |
| 地域の特徴 (ハード面) | 例) バリアフリー化が図られている商業施設が多い。 |
| 聴覚障がい者の 現状・理解度 | 例) 地域行事にはお誘いしている。地域住民の中には、どう配慮すればよいか戸惑う人も多い。 |
| 担当地区での 特記事項 | |
| 行政・関係機 関の相談窓口 | |

● 視覚障がい者

| | |
|-------------------|--|
| 人数(世帯) | |
| 地域の特徴 (ハード面) | |
| 視覚障がい者の 現状・理解度 | |
| 担当地区での 特記事項 | |
| 行政・関係機 関の相談窓口 | |

● 身体障がい者（肢体不自由・内部障がい）

| | |
|-------------------|--|
| 人数(世帯) | |
| 地域の特徴 (ハード面) | |
| 身体障がい者の 現状・理解度 | |
| 担当地区での 特記事項 | |
| 行政・関係機 関の相談窓口 | |

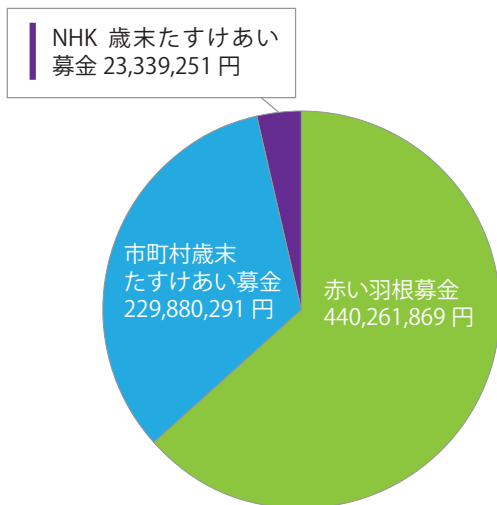
STEP 2 民生委員としての関わり方（できること）を考えてみましょう。

平成 27 年度も、共同募金へのご協力ありがとうございました。平成 27 年度の募金額等についてご報告いたします。本年度も、引き続きご支援とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

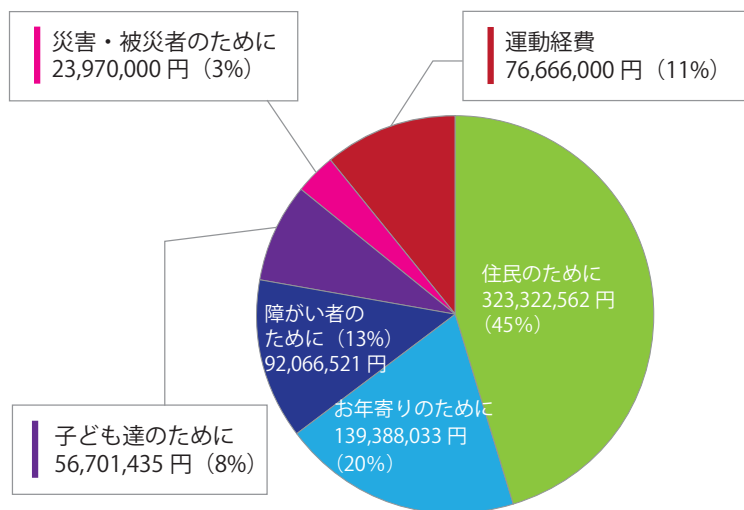
2 千葉県共同募金会 からのお知らせ

平成 27 年度の募金額と使途

共同募金額 合計 693,481,411 円



募金の使途 合計 712,114,551 円



※募金額・助成額は、平成 28 年 2 月 29 日現在の数字です。 ※収支は、災害等準備金取崩等の繰越金があるため一致しません。
※県民児協は、平成 27 年度に 2,000,000 円の助成を受けています。本誌の一部もこの助成金を活用させていただいています。

社会福祉法人 千葉県共同募金会

(住所) 〒260-0026
千葉市中央区千葉港 4-3 県社会福祉センター 2 階
(TEL) 043-245-1721 (FAX) 043-242-3338
(HP) <http://www.akaihane-chiba.jp/>
(E-mail) c-kyoubo@akaihane-chiba.jp



おかげさまで 70 周年



親子ふれあい療育キャンプ



障がい者支援施設



街頭募金

平成28年度 県民児協 計画の部 (概要版)

県民児協の「事業計画」と「収支予算」の概要について掲載いたします。県民児協の事業は、大きく（左記の）3つに分類されます。詳細をご覧になりたい方は、千葉県民児協HPをご参照ください。

1. 研修事業

委託研修

1 単位民児協会長研修会

単位民児協会長（329名）を対象に、地区内委員の個別活動や民児協の組織運営等を学びます。

2 中堅民生委員児童委員講座

中堅委員を対象に、グループワークなどを通して、実践的な事例検討等を行います。詳細は未定ですが、県内6ヶ所程度で開催する予定です。

3 新任民生委員児童委員研修会 (全7回)

平成28年4・8月、また一斉改選により委嘱された新任委員等を対象に、民生委員制度やその役割、活動等について学びます。

4 主任児童委員研修会 (全1回)

主任児童委員を対象に、児童を取り巻く環境とその中での活動・役割等を学びます。

平成28年度

研修会等日程表

委……委託
独……独自
派……派遣

4月

22(金) 新任民生委員児童委員研修会 **委**

(場所) 県社会福祉センター

25(月) 指定民児協合同会議 **独**

(場所) 県社会福祉センター

6月

24(金) 市町村民児協事務担当者会議・事務局運営講座 (場所) 県社会福祉センター **独**

7月

12(火) 第18回千葉県民生委員児童委員大会

(場所) 千葉県文化会館大ホール

14(木) 関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会 (場所) さいたま市 **派**

8月

未定 全国主任児童委員研修会

(時期) 7・8月頃に2日間

(場所) 未定 **派**

未定 民生委員・児童委員のための相談技法研修会 (時期) 8・9月頃に2日間

(場所) 未定 **派**

9月

未定 中堅民生委員児童委員講座 **委**

(場所) 県内3ヶ所

10月

3 法人

- ① 理事会・評議員会
- ② 正副会長会議
- ③ 慶弔事業 (全国互助事業を含む)
- ④ 会員名簿の整備

2 指導

- ⑤ 民生委員児童委員活動検討部会
- ⑥ ホームページの作成・管理
- ⑦ 広報誌の発行
- ⑧ PR関連事業
- ⑨ 第18回千葉県民生委員児童委員大会
- ⑩ 活動記録・状況報告・福祉票マニュアルの校正及び配付

1 研修

- 委託研修 (①会長・②中堅講座・③新任・④主任)
- 独自研修 (相談技法)
- 派遣研修

- ① 民生委員活動出前講座
- ② 活動記録講師養成出前講座
- ③ 指定民児協助成事業
- ④ 市町村民児協事務局会議・事務局運営講座

独自研修

相談技法研修会（全3回）

住民との会話や相談を受ける際に必要となる傾聴技法や、相談を受ける心構え等について学びます。

派遣研修

全民児連等が主催する研修会に県内委員を派遣しています。

参加方法は、その他研修と同様、当会からの案内に対し、希望のある市町村が申込みをします。参加費のみ当会が負担し、宿泊費等は市町村または地区での負担となります。

全国民生委員児童委員会大会・関東ブロック民生委員児童委員会活動研究協議会・全国主任児童委員研修会・民生委員児童委員のための相談技法研修会・民生委員児童委員リーダー研修会・全国児童委員研究協議会等（研修ごとに千葉県の参加枠に限りあり）

2. 指導事業（一部抜粋）

① 民生委員活動出前講座（県内3市町村程度）

各市町村が強化を図りたい（民生委員や福祉に関する）テーマに即し、研修内容の企画及び講師の派遣等を行い、各市町村の実情にあった研修会を実施します。

② 活動記録講師養成出前講座（県内6ヶ所）

「活動記録」の記入方法について、地区民児協あたり1名の講師を養成することを目的とした研修会を実施します。

③ 指定民児協助成事業

市町村または地区民児協の組織・活動強化を目的とした助成制度です。毎年度、12月頃に翌年度の助成先を募集（2〜4民児協）しています。

ア. 助成額……1ヶ年度10万円

イ. 年度……2ヶ年度

ウ. 助成の種類

助成は、3種類（①県民児協指定・②県民児協モデル育成・③全国互助事業指定）あり、各2民児協、計6民児協を指定。

エ. 現在の助成先

（H27・28）流山市（同②）

大網白里市大網地区（同②）

松戸市五香地区（同③）

旭市中央地区（同③）

（H28・29）船橋市宮本地区（同①）

香取市小見川地区（同①）

④ 市町村民児協事務局会議・事務局運営講座

市町村民児協事務局担当者を対象に、平成28年度の事業計画や第18回千葉県民生委員児童委員会等について説明するほか、事務局の運営方法等についての研修会・意見交換会を実施します。

20（木）第85回全国民生委員児童委員会大会

21（金）（場所）香川県高松市（派）

未定 中堅民生委員児童委員講座

（場所）県内3ヶ所（委）

未定 民生委員・児童委員リーダー研修会

（時期）3日間（場所）東京近郊（派）

12月

13（火）・15（木）・21（水）

新任民生委員児童委員研修会（委）

（場所）千葉市民会館他

1月

10（火）・13（金）ほか

新任民生委員児童委員研修会（委）

（場所）船橋市勤労市民センター他

未定 単位民児協会長研修会（委）

（場所）千葉市内

2月

15（水）全国民生委員指導者研修会（第26回全

国民生委員大学）（派）

17（金）（場所）神奈川県「ロフォオス湘南」

未定 主任児童委員研修会（委）

（場所）千葉市内

3月

未定 相談技法研修会（独）

（場所）千葉市内で3回

未定

全国児童委員研究協議会（時期）平成29年1〜3月頃（場所）東京近郊（派）

5 民生委員児童委員活動検討部会（年数回）

活動しやすい環境づくりを目指し、県内における課題を検討し、平成28年度中に報告書を作成します。

6 ホームページの作成・管理

地域住民へのPR及び民生委員活動に必要な情報を提供していきます。

また、平成29年度には、民生委員制度創設100周年を迎えることから、掲載内容を精査し、平成28・29年度をもって現ホームページのリニューアルを行います。

7 広報誌の発行

本年度も「ひだまり」合併号として「ちば民児協だより」を年3回発行します。

8 PR関連事業

5月の「民生委員の日」に活用できるリーフレット等の広報啓発物を作成の上、県内委員へ配布します。

9 第18回千葉県民生委員児童委員大会

地域福祉に功績のあった民生委員を表彰するとともに、今後の民生委員活動のより一層の向上を目指しを開催します。

10 活動記録・状況報告・福祉票マニュアルの校正及び配布

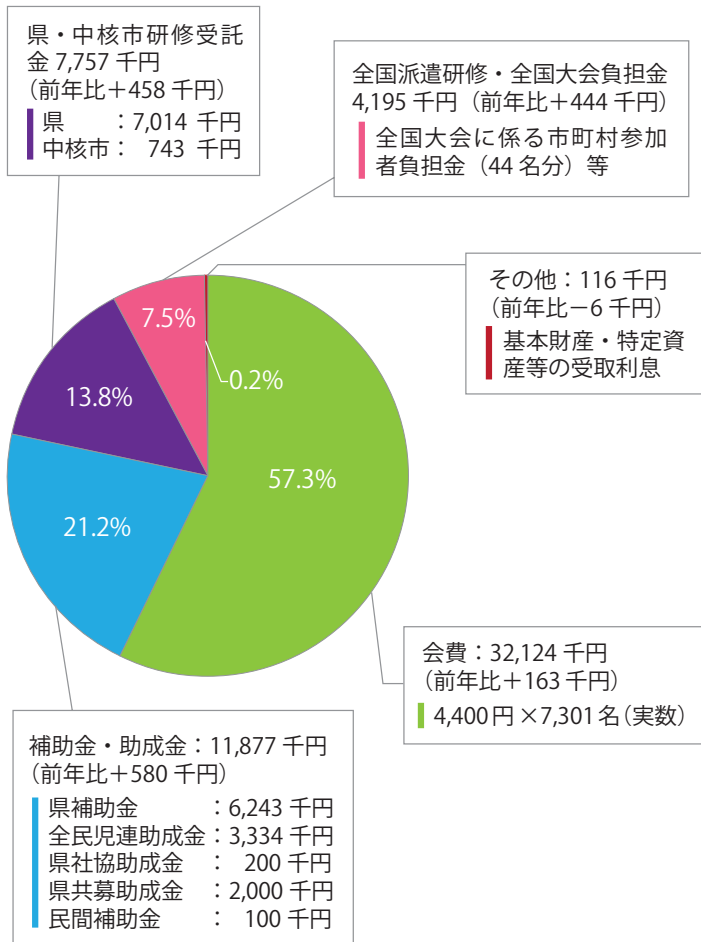
平成22年度に発行した標記マニュアルを校正の上、必要部数を印刷・配布します。

平成28年度 県民児協
予算の部（概要版）

平成28年度の収支予算の概要は、左図「①県民児協収入の内訳」・「②県民児協支出の内訳」の通りとなります。
収入は、平成27年度と同様、主に皆様からの会費や県・中核市からの研修受託費をはじめ、県補助金・県共募助成金等をもって構成されています。また、支出は、主に職員の人件費や印刷製本費、支払負担金等で構成されています。
なお、左図は、事業費と管理費を含めたものです。
これらの収入及び支出について、より詳細な内容をご覧になりたい方は、当会HPに平成19年度以降の予算書や財務諸表等を掲載していますのでご確認ください。

経常収益計：56,069千円
(前年比+1,639千円)

1 収入の内訳
(概要)



3. 法人事業（一部抜粋）

① 理事会・評議員会（3・4回）

当会の事業に関する事業計画・報告等について審議・検討します。

また、承認を受けた事業計画・予算等については、当会HPに掲載します。

この結果概要は、その都度、各市町村民児協事務局へ郵送にてご案内しています。

なお、当会理事・評議員・監事については、各市町村民児協会長のほか、県健康福祉指導課長、県児童家庭課長、県社協常務理事及び事務局長により構成されています。

② 正副会長会議（年10回程度）

右記①で決定した事業計画をもとに、具体的な実施方法等を検討します。

③ 慶弔事業

全社協が実施する「全国互助事業」や、当会の慶弔事業を実施します。

両事業とも、市町村民児協事務局を通しての申請及び給付となります。

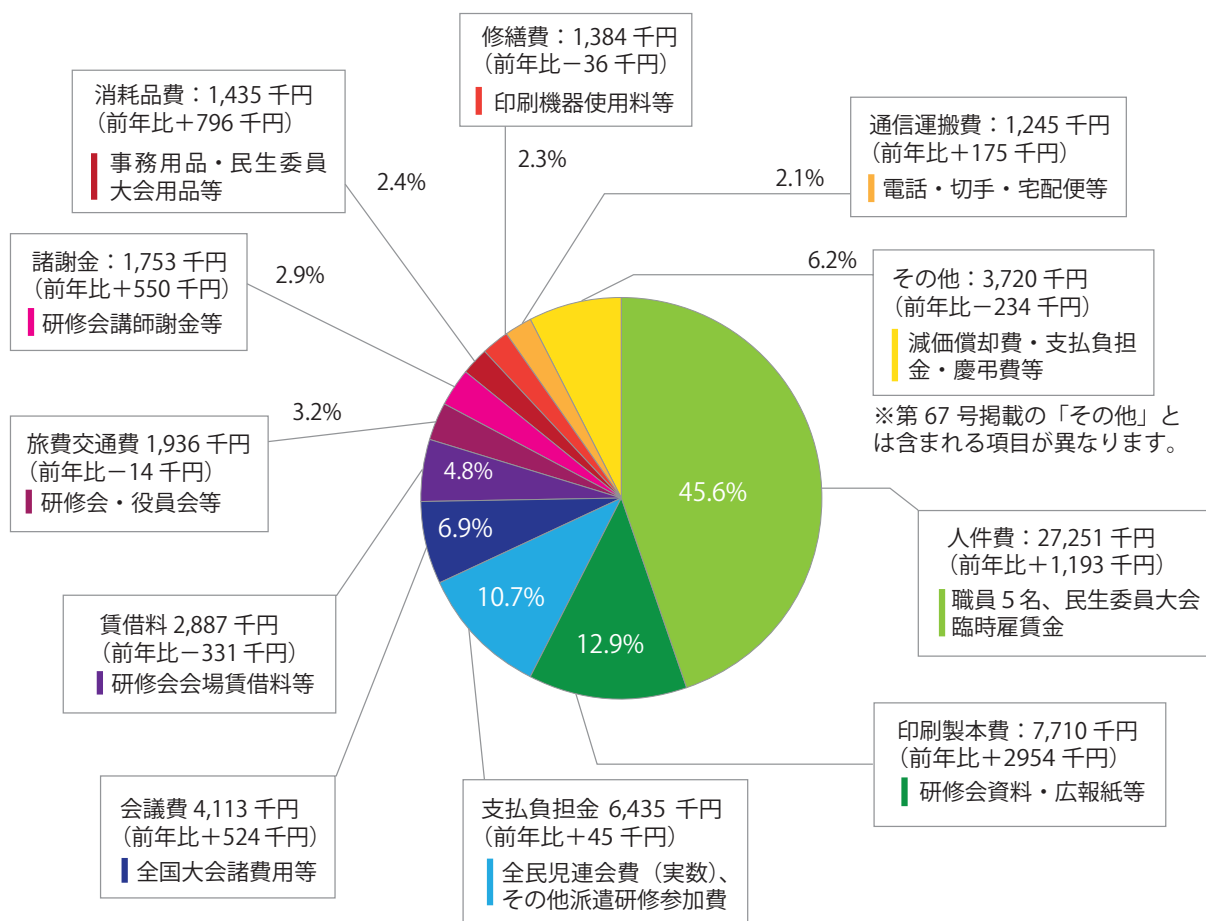
④ 会員名簿の整備

平成28年12月の一斉改選を期に委嘱される民生委員について、市町村民児協からの情報提供をもとに、会員名簿を整備します。

2 支出の内訳（概要）

経常費用計：59,869 千円
（前年比+5,439 千円）

※収支差額-3,800 千円は、特定費用準備資金（特定資産の積立金）をもって、これにあてる。



意見募集

本誌編集委員会では、地区民児協や委員個々の活動に役立つ内容を掲載していきたいと考えております。

ぜひ、県民児協まで皆さまの感想や取り上げてほしいテーマ、内容等に関するご意見をお寄せください。ご連絡方法は、電話やFAX、メール、お手紙などいづれでも結構です。(匿名可)

皆様からのご意見をお待ちしております。

電話：043-246-6011 / FAX：043-248-0084
メール：home@chiba-minkyo.or.jp
住所：〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3
千葉県社会福祉センター内

編集後記

長年、民生委員を続けていても、地域の障がい者の方との交流は難しいところがあります。

当事者団体の皆さんからの「障がいについてより理解してほしい」という声に、あらためて真摯に向き合い、障がいの特性や障がい者に配慮すべき点などへの理解を深める必要があるのではないのでしょうか。

この機会に、「障がい福祉分野 整理帳」を活用し、あらためて皆さんそれぞれが地域の障がい者の方について考えてみてください。また、地域あるいは、地区民児協としても、何ができるのかを考えてみてください。

次号(本年7月頃)は、「民生委員のPR活動」を特集する予定でおります。県内で行われているPR活動はもちろん、PRに活用する広報誌やパンフレット、PRする際のポイントなどをご紹介していきたいと考えております。

ちば民児協だより編集委員長 加瀬 春男

お知らせ

全国モニター調査 始まる

全民児連では、民生委員制度創設 100 周年記念事業として、「全国モニター調査」を予定しています。その詳細は、次の通りです。

●基本テーマ

いまだ社会的にも十分明らかになっていない「社会的孤立」が背景にある世帯の課題について、民生委員活動を通じて明らかにする。

●内容

(調査1)

社会的孤立が背景にあると考えられる課題を抱える世帯で、相談支援が困難であった(である)世帯の事例の把握(1人1事例)

(調査2)

民生委員の活動実態の把握

(調査3)

単位民児協の基本票(人口・高齢化率等)

●調査方法

(配付) 県民児協→市町村民児協→単位民児協
(回答) 単位民児協で、各委員より調査票1・2を集め、調査票3を添付し、所定の封筒により全民児連へ送付

●スケジュール(予定)

平成28年5月：単位民児協に調査票を送付
6・7月：回答期間は2ヶ月間
※報告書は、平成29年5月頃に中間報告を、平成30年月頃に最終報告書を配布予定

●調査結果の活用

- 公的にも明らかになっていない「社会的孤立」が背景にある世帯課題を、民生委員の力により可視化することにより民生委員の存在を社会にアピールする
- 「社会的孤立」状態にある人へ支援するうえで、社会的に不足している資源の創出、サービスの構築に向けた提言
- 民生委員の活動環境の整備に向けた提言

発行日：平成28年3月31日

発行人：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会 会長 大野トシ子

発行所：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内

電話：043-246-6011 / FAX：043-248-0084 E-mail：home@chiba-minkyo.or.jp

作成：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会「ちば民児協だより編集委員会」

作成協力：合同会社 泉恵造研修企画工房

その他：当会会員以外の方が複製・転載等で使用される際は、事前にお申し出ください。本誌の発行には、皆様の善意による共同募金の配分金を一部活用しています。

